

18.4 知的財産（著作権（含・インターネット））

鈴木将文*

I. 概要# 1

1. 著作権（知的財産章 H 節）

A) 著作権及び関連する権利（18.58 条、18.59 条、18.60 条及び 18.62 条）

各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に著作物の複製権、公衆への伝達に関する権利、譲渡権、放送権、録音・録画権等の権利を与える旨、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者並びに他の締約国の領域で最初に発行され、又は最初に固定された実演又はレコードに対して本章に定める権利を与える旨等、著作権及び関連する権利に関する基本的事項を規定する*。

B) 著作権及び関連する権利の保護期間（18.63 条、18.83 条 3）

18.63 条は、各締約国が、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合には、次のことを定めるべき旨を規定する*。

(a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも 70 年

(b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間

(i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも 70 年

(ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から 25 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも 70 年

なお、本章 K 節（最終規定）の 18.83 条 3 は、我が国（及びメキシコ）が、18.63 条の規定の実施に関して、経過期間援用国の著作物に関し、経過期間中、少なくとも、関連する著作物について当該経過期間援用国の法令に基づいて利用可能な保護期間を適用し、また、当該経過期間援用国が同条の規定を完全に実施する場合にのみ、著作権の保護期間に関して 18.8 条（内国民待遇）1 の規定を適用する旨を定める。

* すずき まさぶみ／名古屋大学大学院法学研究科教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

1 以下の概要は、内閣官房 TPP 政府対策本部「[環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要](#)」（平成 27 年 11 月 5 日）に依拠しつつ、加筆修正したものである。

C) 制限及び例外

各締約国は、排他的権利の制限及び例外を著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する*。

D) 著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡 (18.66 条)

各締約国は、正当な目的（批評、意見、報道並びに教育、学問及び研究その他これらに類する目的等）を十分に考慮した制限又は例外等によって、著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を達成するよう努める旨を規定する*。

E) 技術的保護手段 (18.68 条)

各締約国は、次のいずれかの行為を行う者が本章に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める旨を規定する*。

(a) 保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのような行為であることを知りながら、又は知ることができ合理的な理由を有しながら行うもの

(b) 次の要件を満たす装置、製品若しくは部品について製造し、輸入し、若しくは頒布し、若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為

(i) 効果的な技術的手段を回避することを目的として、この (b) に規定する行為を行う者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること。

(ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること。

(iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。

各締約国は、いずれかの者が、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために (a) 及び (b) に掲げるいずれかの行為に従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定める旨等を規定する。

F) 権利管理情報 (18.69 条)

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができ合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を権限無く行う者が責任を負い、及び本章に規定する救済措置に従うことを定める旨を規定。

(a) 故意に権利管理情報を除去し、又は改変すること。

- (b) 権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら故意に権利管理情報を頒布し、又は頒布のために輸入すること。
- (c) 権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、故意に著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる状態に置くこと。

各締約国は、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために、(a) から (c) までに定める行為に従事したと判断される者について刑事上の手続及び刑罰を適用することを定める旨等を規定する。

2. インターネット・サービス・プロバイダ (知的財産章 J 節)

A) インターネット・サービス・プロバイダ (18.81 条、18.82 条)

締約国は、正当なオンライン・サービスの継続的發展を円滑にする重要性を認め、オンライン環境における著作権侵害に対する権利者による効果的な行動を許容する権利行使の手続を定める。このため、各締約国は権利者が利用可能な法的救済方法を確保し、また、インターネット・サービス・プロバイダのための適切な免責を確立し、又は維持する旨を規定する。

各締約国は、著作権の保護又は権利行使の目的において情報が要求される場合において、自国の法制に基づき、また、適正手続及びプライバシーの原則に整合するように、著作権侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダからその保有する侵害者を特定する情報を迅速に得られるようにするための司法上又は行政上の手続を定める旨を規定する。

なお、附属書 18-E は、18.82 条 3 及び 4 の適用に関する特例を定める。また、附属書 18-F は、本節の規定を実施する代わりに、米国・ペルー間の[米国・チリ自由貿易協定](#) 17.11 条 23 の規定を実施することができる旨を定める。

3. 交換書簡

A) 著作権の保護期間に関する書簡 (米、号、加、NZ)

18.63 条により、我が国の著作権及び関連する権利 (著作隣接権) の保護期間が原則として延長される見込みであることも踏まえ、いわゆる戦時加算²⁾に関し、日本国政府と米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランド各国の政府との間で書簡の交換が行われて

²⁾ 加戸守行『著作権法逐条講義 [6 訂新版]』427 頁、862 頁、906 頁 (著作権情報センター、2013 年)、作花文雄『詳解著作権法 [第 4 版]』429 頁 (ぎょうせい、2010 年)、上野達弘「戦時加算」中山信弘先生古稀記念論文集『はばたき—21 世紀の知的財産法』679 頁 (弘文堂、2015 年) 参照。

いる。具体的内容は、日本政府及び上記各国政府が、我が国が延長する著作権等の保護期間がサンフランシスコ平和条約 15 条(c)に基づく戦時加算を含めた現行の保護期間を超える事実を認め、注意を喚起すること等である³。

B) 保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡

両政府が、知財章の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとること等を確認するとともに、我が国の私的使用のための複製の例外⁴に関し、あらゆる違法なソースからの他の著作物のダウンロードに適用されないようにすべきかにつき、文化審議会著作権分科会に諮る旨を述べている。

II. 解説・コメント

《著作権及び関連する権利》 知財章 H 節は、著作権（著作財産権）並びに実演家及びレコード製作者の権利（「関連する権利」）について定めている。

その内容は、著作権の保護に関する既存の多国間条約⁵、すなわちベルヌ条約、ローマ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、WIPO 著作権条約（以下「WCT」という）、WIPO 実演・レコード条約（以下「WPPT」という。）等に規定されている権利について、網羅的・包括的な規定を置いているわけではなく、締約国の関心に応じ、重要な権利や事項を対象を絞って定めている点が特徴である。具体的には、著作人人格権は規定の対象となっていない（この点は、TRIPS 協定と同様である。同協定 9 条 1 項ただし書き参照）。また、関連する権利（著作隣接権）については、ローマ条約や TRIPS 協定（同協定 14 条 3 項参照）と異なり、放送機関の権利が規定の対象とされていない。さらに、著作権（著作財産権）及び関連する権利に関し、複製権、公衆への伝達権、譲渡権、放送権等に限定して規定しており、例えば、翻案や貸与等に関する権利については定められていない。また、レコード製作者及び実演家の放送又は公衆への伝達に係る権利は、視聴覚的な著作物に組み込まれたものによる場合を対象としていない（18.6 条 3 注 2）。

《配信音源の二次使用に対する使用料請求権》 18.62 条 3(a)は、実演又はレコードの放送

³ TPP 政府対策本部・資料 13 「TPP に関する参考資料（著作権関係）」4 頁以下参照。

⁴ 著作権法 30 条参照。本書簡で言及されている 2009 年の文化審議会著作権分科会の結論を踏まえ、違法なソースからの録音録画物のダウンロードにつき、私的使用の例外の範囲から除外する改正が行われた（同条 1 項 3 号）。

⁵ 以下に具体名を挙げる条約のうち、ベルヌ条約及び TRIPS 協定については、TPP 締約国のすべてが締結している。他方、ローマ条約は、1964 年に発効した比較的古い条約であるが、米国、マレーシア、シンガポール、ニュージーランド、及びブルネイが未加入である（2016 年 5 月現在）。また、WCT 及び WPPT については、ニュージーランド、ベトナム及びブルネイが未加入である（同）。

及び公衆への伝達について、実演家及びレコード製作者に原則として排他的権利を付与することを各締約国に義務づけつつ、WPPT 15 条（1）及び（4）の規定するところにより、実演家及びレコード製作者に報酬請求権を付与することでも当該義務は履行することが可能と規定している（18.62 条 3(a)注 1）。WPPT 15 条（1）及び（4）の下では、商業上の目的のために発行されたレコード（CD 等の有体物に固定されたものをいう。）のみならず、「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態におかれたレコード」（CD 等を介さずインターネット等から直接配信される音源（いわゆる「配信音源」）をいう。）を放送等に用いる場合についても、実演家及びレコード製作者に対し、報酬請求権を付与することが必要となる。この点につき、我が国は、WPPT 締結時において、配信音源を放送等に用いている実態がないと判断されたことから、当該義務の履行を留保し、国内法においても、配信音源の二次使用について実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を付与しなかったが、昨今の市場の実態や国際動向を踏まえ、配信音源の二次使用についても使用料請求権を付与する法改正が「[環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案](#)」（以下「TPP 担保法案」という）に織り込まれている⁶。

《保護期間》 18.63 条は、著作権及び関連する権利の保護期間の終期につき、著作者の死後 70 年等とすべき旨を定める。我が国著作権法では、映画の著作物を除き、保護期間の終期を著作者の死後等から 50 年としていることから（[著作権法](#) 51 条、52 条、53 条、101 条）、TPP 担保法案は保護期間延長のための著作権法の改正を織り込んでいる⁷。著作物の保護期間については、欧米諸国等が我が国よりも長い期間を設定していることもあり、我が国も延長すべきか否かが従来議論されてきたものの、結論を得られていないという経緯がある。また、欧米等では、保護期間が長すぎるとの批判も非常に強い。このようなセンシティブな問題について、我が国は TPP 上の義務の履行と言う形で制度改正を行うことになったわけである⁸。

《制限及び例外、均等》 18.65 条は、権利の例外について、いわゆるスリー・ステップ・テストを規定する⁹。

さらに、18.66 条は、均衡（balance）について定めている。これは、これまでの多国間条

⁶ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「[環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書](#)」（平成 28 年 2 月）参照。

⁷ 改正の内容及び考え方につき、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会・前掲注 6（「報告書」）参照。

⁸ 鈴木将文「TPP における知的財産条項」ジュリスト 1443 号 36 頁、39 頁（2012 年）、上野達弘「TPP と著作権法」ジュリスト 1488 号 58 頁、59 頁（2016 年）参照。

⁹ スリー・ステップ・テストを定めている多国間条約の規定として、ベルヌ条約 9 条(2)（複製権について）、TRIPS 協定 13 条、WCT10 条(1)及び WPPT16 条(2)がある。

約には見られない規定であり、努力義務ではあるが、権利の制限及び例外等の活用によって著作権制度内の均衡（権利の保護と著作物等の自由な利用の均衡という趣旨と考えられる。）を目指すべきことがうたわれている。

《技術的保護手段》 18.68 条は、いわゆるアクセスコントロールについて、これを回避する行為や、回避する装置等に係る行為に対し、民事救済措置及び刑事罰を設けるべき旨を定めている。我が国の現行著作権法上は、アクセスコントロール機能のみを有する保護技術に関する措置を設けていないことから、TPP 担保法案は本件につき著作権法改正を織り込んでいる¹⁰

III. 備考および更新情報

該当情報なし。

¹⁰ 改正の内容及び考え方につき、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会・前掲注 6（[「報告書」](#)）参照。